

いしかわ森林環境基金事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 県は、水源のかん養、県土の保全その他の公益的機能を有する森林から全ての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民共有の財産として守り、育て、次の世代に健全な姿で引き継いでいくため、予算の定めるところにより「いしかわ森林環境基金事業」（以下「基金事業」という。）を行うもの（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）、石川県造林事業補助金交付要綱（平成19年9月1日付森管第196号）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率）

第2条 第1条に定める基金事業の対象となる経費及び補助率等は次のとおりとする。

事業区分	補助金交付の対象となる経費	補助率等
環境林整備事業	間伐に要する経費、侵入竹の除去等に要する経費、伐採木竹の整理に要する経費及びその他補助的作業に要する経費	知事が定める標準経費の10分の10
環境林整備推進事業	いしかわ森林環境基金事業の広報・普及及び環境林整備事業の計画作成、協定締結、連絡調整などに要する経費	知事が定める標準経費の10分の10
こども森の恵み推進事業	補助事業者が小中高校生等子ども達の参加のもとに行う、森林環境教育及び森林体験活動等に要する経費	知事が認める実施経費の10分の10 ただし、補助金の上限額は別に定める
森づくりボランティア推進事業	補助事業者が里山林等で自主的に行う植樹、下刈り等の森づくり活動等に要する経費	知事が認める実施経費の10分の10 ただし、補助金の上限額は別に定める
いしかわ身近な森保全事業	補助事業者が森林所有者等と協定を締結し、地域住民等と協働して行う、集落周辺の放置された里山林等の保全・整備及び利用活動等に要する経費	知事が認める実施経費の10分の10
いしかわ県民参加の森づくり推進事業	県民のアイデアと参加により実施される森林の保全や利用に関する自主的な活動等に要する経費	知事が認める実施経費の10分の10 ただし、補助金の上限額は別に定める
いしかわ木に親しむ環境づくり推進事業	補助事業者が県産材を使用した木製品を公共施設等の広く県民の目に触れる場所に設置することに要する経費	知事が認める実施経費の10分の10

（補助金の交付申請）

第3条 規則第4条の規定による補助金交付申請書は、別記様式第1号によるものとする。

ただし環境林整備事業の補助金交付申請等については、石川県造林事業補助金交付要綱による。

2 前項の規定による補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（別記様式第2号1, 2, 3）

- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるとおりとする。

（決定の通知）

第4条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定通知は、補助金交付決定通知書により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第5条 規則第6条第1項にある軽微な変更とは、次に掲げる以外の変更とする。

- (1) 補助金額の増減を伴う変更
- (2) 対象となる経費間の30%を超える増減
- (3) 補助事業の中止又は廃止

2 規則第6条第1項の規定による補助金の変更等の承認申請は、別記様式第4号によるものとし、当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（別記様式第2号1, 2, 3）
- (2) 変更収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とする。

（実績報告）

第7条 規則第13条の規定による補助事業実績報告書は、別記様式第5号によるものとする。

2 前項の規定による補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第2号1, 2, 3）
- (2) 収支精算書（別記様式第6号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業者は、規則第13条の規定による補助事業実績報告書を、事業完了の日から起算して15日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金額の確定通知書により行うものとする。

（補助金の交付）

第9条 規則第16条第2条の規定による補助金請求書は、別記様式第7号によるものとする。

2 補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定額の2分の1を限度額として概算払いをすることができる。

3 規則第16条第2項の規定に基づく概算払請求書は、別記様式第8号によるものとする。

(書類の経由)

第10条 この要綱に基づき補助事業者が書類を提出するときは、補助事業の実施地区を管轄する農林総合事務所を経由して、知事に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、この事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿その他関係書類を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年を経過するまでの間、保管しなければならない。

(報告及び検査等)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して事業の報告を求め、又は関係職員に命じ、前条の帳簿その他関係書類もしくは事業の執行状況等を検査させることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年1月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。